

**山梨県女性消防吏員活躍推進事業業務委託
企画提案募集要項**

令和3年10月

山梨県防災局消防保安課

1 女性消防吏員活躍推進について

消防本部における女性消防吏員は、昭和44年に全国で初めて採用された。当時は、家庭の主婦や高齢者、子ども等に対する防火・防災教育等の予防業務（毎日勤務）が主な活躍の場だった。以降、全国的に女性消防吏員数は年々少しずつ増加し、担当業務についても、平成6年の女子労働規準規則（現・女性労働規準規則）の一部改正により、女性消防吏員に係る深夜業の規制が解除され、予防業務の他に交替制勤務、すなわち、指令管制・救急隊・消防隊などの業務も可能となり、活躍の場が広がった。

本県においても、令和3年4月1日現在、全消防吏員1,223人中で女性は23人と1.9%であり、女性消防吏員の更なる増加及び働く環境の充実を図る必要がある。

2 業務委託の目的

本業務委託は、女性消防吏員の採用試験志願者数及び採用数の増加を図り、女性消防吏員の活躍促進を目的とする。

3 業務内容

(1) 件名

山梨県女性消防吏員活躍推進事業業務委託 一式

(2) 内容

- ① 女性消防吏員の活躍をテーマとした魅力や仕事のやりがいを伝える動画の制作
- ② 民間が実施する就職説明会への出展

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年2月18日まで

(4) 予算上限額

金1,553,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 令和3年10月11日（月） | 募集開始 |
| (2) 令和3年10月19日（火） | 質問票提出期限 |
| (3) 令和3年10月27日（水） | 参加申込書及び企画提案書提出期限 |
| (4) 令和3年11月1日（月） | プレゼンテーション審査 |
| (5) 令和3年11月2日（火） | 結果通知 |

※ 参加者が多数の場合、プレゼンテーション審査の前に、書類審査を行い、過去の実績等の評価によって最大5社程度に絞ることがある。

5 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- ⑤ 平成28年度～令和2年度において、国、地方公共団体、公益法人からの同種または類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- ⑥ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

6 質問

（1）質問方法及び送付先

質問票（様式5）に記載し、電子メールにて送信すること。

送付先のメールアドレスは、後述の「11 問い合わせ・提出先」のとおり

（2）受付期限

令和3年10月19日（火）10時まで

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し電子メールにて行う。

7 参加申込書及び添付書類・企画提案書・見積書

（1）参加申込書及び添付書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ① （様式1）参加申込書
- ② （様式2）誓約書

- ③ (様式3) 同種・類似業務実績整理表
- ④ (様式4) 実施体制表
- ⑤ 会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。

【参加申込書の提出期限】

令和3年10月27日(水) 15時

- ※ 受付は平日の9時～正午、13時～17時(最終日のみ15時)
- ※ 平日とは、山梨県の休日を定める条例(平成元年3月27日条例第6号)に定める県の休日を指すものとし、以下同様とする。

【提出場所】

後述の「11 問い合わせ・提出先」のとおり

【提出方法】

持参又は郵便により行い、上記の期限までに必着のこと。

(2) 企画提案書

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

- ① A4判、縦型、横書き、左綴じ(A3折込可)
- ② 日本語表記で11ポイント以上
- ③ その他、別紙「山梨県女性消防吏員活躍推進事業業務委託 仕様書」を参照のこと。

(3) 見積書

- 様式は任意とし、税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載すること。
- 見積額は予算上限額の範囲内とすること。

【提出部数及び提出方法】

持参又は郵便により、期限までに必着のこと。

- ① 企画提案書：正本1部・副本6部
- ② 見積書：正本1部

【提出期限】

令和3年10月27日(水) 15時

- ※ 受付は平日の9時～正午、13時～17時(最終日のみ15時)

【提出先】

後述の「11 問い合わせ・提出先」のとおり

8 審査・結果通知等

(1) プレゼンテーション審査

- ① 期 日：令和3年11月1日（月）予定
- ② 場 所：別途連絡
- ③ 時 間：別途連絡
- ④ その他
 - ・ プレゼンテーション10分、質疑応答10分程度とする。
 - ・ プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込可。また、プロジェクターの使用は任意とする。

(2) 審査・結果通知

- ① 提案内容や経費について総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。
- ② 審査結果は審査終了後、速やかに通知する。
- ③ 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

- ① 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合
- ② 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

9 契約

- (1) 第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。
ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。
- (2) 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。
- (3) 契約保証金は免除する。

10 その他

- (1) 企画提案に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) やむを得ない理由により、配置予定担当者が業務完了までの間に変更になる

場合は、事前に山梨県の了承を得ること。

11 問い合わせ・提出先

山梨県 防災局 消防保安課 消防指導担当 渡辺・山本・三森・中嶋

- ・〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁防災新館4階
- ・電 話 055-223-1430
- ・F A X 055-223-1429
- ・メール shobo@pref.yamanashi.lg.jp